

# ごみ集積所設置（新設、移設及び修繕）に関するご案内

市では、ごみ集積所の指定基準等を定めています。また、設置までの流れを下記に示しますので参考としてください。

## 1 指定基準

- (1) 概ね30世帯の一般住宅を構成する地域につき1箇所
- (2) 概ね20世帯が入居するマンション、アパート等の集合住宅につき1箇所  
(20世帯未満の集合住宅の場合は、地域で管理する集積所と共用となります。)  
ただし、地域の実情を考慮し、設置を認めることがあります。

## 2 立地等の基準

- (1) 収集車の通行が容易な有効幅員が概ね4メートル以上の道路に面する土地であること。
- (2) 道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所に面する土地でないこと。
- (3) 消防屯所、防火水槽、消火栓その他消防施設から5メートル以上離れていること。
- (4) バス停留所及び鉄道踏切から10メートル以上離れていること。
- (5) 坂の頂上付近及び勾配の急な坂でないこと。
- (6) 収集作業に支障をきたす工作物がないこと。
- (7) 対象世帯の家庭系廃棄物を十分に集積することができること。
- (8) ごみが散乱しない設備を設けること。

## 3 集積所の管理者

地域で使用する集積所 : 行政区長、公衆衛生組合長  
集合住宅専用で使用する集積所 : 管理会社

## 4 設置までの流れ

- (1) 地域で使用する集積所を新設、移設する場合（行政区長、公衆衛生組合長向け）
  - ① 設置予定場所の土地所有者（市有地であれば所管課）から合意を得てください。  
※ 書面による合意確認を推奨します。
  - ② 集積所の設置について、利用者と協議をしてください。
  - ③ 生活環境課または各支所市民福祉課へご相談ください。（利用する世帯数、設置予定場所等を確認します。）
  - ④ 後日、ごみ収集を行っている一関地区広域行政組合清掃センター、収集業者、生活環境課または各支所市民福祉課と現地確認を行います。
  - ⑤ 現地確認の結果、設置可能と判断した場合は、ごみ集積所指定申請書を収集開始の30日前までにご提出ください。
  - ⑥ 申請受付後、一関地区広域行政組合清掃センター及び収集業者へ周知しますので、申請書に記載の日から、集積所をご利用いただけます。

(2) 集合住宅専用で使用する集積所を新設、移設する場合（管理会社向け）

- ① 設置予定場所の土地所有者（市有地であれば所管課）から合意を得てください。  
※ 書面による合意確認を推奨します。
- ② 地域の行政区長または公衆衛生組合長へ、ごみ集積所の設置について事前に話を通しておいてください。  
※ 集合住宅専用であっても、申請者は行政区長または公衆衛生組合長となります。  
※ 行政区長（公衆衛生組合長）の連絡先については、生活環境課または各支所市民福祉課へお問い合わせください。
- ③ 生活環境課または各支所市民福祉課へご相談ください。（利用する世帯数、設置予定場所等を確認します。）
- ④ 後日、ごみ収集を行っている一関地区広域行政組合清掃センター、収集業者、生活環境課または各支所市民福祉課と現地確認を行います。
- ⑤ 現地確認の結果、設置可能と判断した場合は、ごみ集積所指定申請書を収集開始の30日前までにご提出ください。申請者は、行政区長または公衆衛生組合長となります。
- ⑥ 申請受付後、一関地区広域行政組合清掃センター及び収集業者へ周知しますので、申請書に記載の日から、集積所をご利用いただけます。

**【問い合わせ先】**

一関市	生活環境課	環境衛生係	Tel : 0191-21-8341
花泉支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-82-2213
大東支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-72-4075
千厩支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-53-3945
東山支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-47-4516
室根支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-64-3804
川崎支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-43-2113
藤沢支所	市民福祉課	市民生活係	Tel : 0191-63-5316

**【参考】** 出しやすく、回収しやすい集積所（小屋、ボックス）の仕様について

- ・ 利用世帯×1回の排出量（ごみ袋（大）2袋（450×2）を満たす大きさである。
- ・ 小屋タイプの入口の高さは180cm以上ある。
- ・ 小屋タイプの扉は引き戸が使いやすい。（開口部が広がる）
- ・ 道路側から収集しやすい扉（小屋タイプ）や蓋（ボックス）の向きである。
- ・ 集積所の外から中のごみの有無がわかるような材質（透明・網目状）を一部使うなどすると確認しやすい。
- ・ 小屋タイプの屋根庇が前面にある場合、短く目立つようにする。